

令和2年4月20日

障害福祉サービス事業所 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について
(第2報)

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」及び令和2年4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」が示されました。

これまでの国等の事務連絡を踏まえ、本市における取扱いは下記のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本取扱い等は、現時点での国等の事務連絡を踏まえ実施するものです。本取扱い等は、4月20日以降から適用とし、それ以前については本取扱い等の適用とはなりません。

記

1 グループホーム、障害者支援施設の臨時的な取扱いについて

グループホーム、障害者支援施設の事業所で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、以下の①もしくは②が認められる場合に限り、「グループホーム、障害者支援施設において臨時的な取扱いをする旨の届出(様式コ3)」にて事前に市に報告した上で、グループホーム、障害者支援施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供により、市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象としても差し支えありません。

- | |
|---|
| <p>①利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合</p> <p>②事業者が自宅で受け入れが可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合
(その際、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認する)</p> |
|---|

(適用期間)

本取扱いについては、令和2年4月20日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期までの暫定的な対応とします。

(届出について)

届出は郵送もしくは障害福祉認定給付課へ持参とし、到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届けてくださいますようお願いいたします。

(報告書の提出について)

サービス提供をした際には、月の翌月10日までに、「グループホーム、障害者支援施設において臨時的な取扱いにおけるサービスの支援内容に関する報告書（様式コ4）」を障害福祉認定給付課まで提出してください。

(提出先)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪役所 障害福祉認定給付課

(新型コロナウイルスに伴うグループホーム、障害者支援施設の在宅サービス提供 在中)と記載ください

2 就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱い等について

就労継続支援事業B型については、特別支援学校卒業者等就労経験がない者が利用する場合、原則として就労移行支援事業所等による就労アセスメントを受けることとしていますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後、就労移行支援事業所における就労アセスメントが十分に実施できない事態が想定されます。

市においては、以下の通りの臨時的な取扱いを行います。

①就労移行支援の利用の検討



②就労移行支援の支給決定の可否

- ・通所予定先において、就労移行支援事業所が就労アセスメントを十分に実施できない事態が生じた場合、または生じる恐れが見込まれる場合



③申請者の居住地を担当する委託相談の利用

- ・就労アセスメントを実施できる事業所があるか否かを検討



④-1 就労アセスメントを実施できる事業所が見つかった場合 → 就労移行の支給決定

- ・就労移行支援を支給決定して、就労アセスメントを取得する

④-2 就労アセスメントを実施できる事業所が見つからなかった場合 → ⑤へ

- ・市にて就労面に係る課題把握のため、調査員からの聞き取りを実施する



⑤聞き取りの上、就労継続支援B型を支給決定

- ・支給決定後、通所先の就労継続支援B型事業所より個別支援計画の提出を求める

3 就労移行支援事業等における標準利用期間の更新の取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今後、十分な就労等の支援の実施や就職活動等の継続が困難なままに標準利用期間の終了を迎える者も多く出てくる事態が想定されます。このため、今後、年度内に標準利用期間（更新後の標準利用期間含む。）の終了を迎える者について、市においては、以下の通りの臨時的な取扱いを行います。

- (1) 今年度に標準利用期間満了を迎える者（一度も標準利用期間の更新を行っていない者）

(例) 就労移行支援2年間（標準利用期間）満了を今年度に迎える者

取扱いは、これまでの標準利用期間満了の更新と同じとします。

新型コロナウイルス感染症の影響等により十分な就労等の支援の実施等が困難であった場合は、その旨を聴き取り票に記載してください。

- (2) 一度、標準利用期間の更新を受け、今年度にその期間満了を迎える者

(例) 就労移行支援2年間（標準利用期間）満了後、一度更新（1年）し、その期間満了を今年度に迎える者

当該事業所は、聴き取り票に新型コロナウイルス感染症の影響等により十分な就労等の支援の実施や就職活動等の継続が困難である等の具体的な記載をするとともに、最大1年間の範囲内でサービス利用更新の必要性及び期間を記載し、市に提出してください。市審査会の個別審査を経て、市においてサービス利用継続が必要であると認められた場合に、最大1年間の範囲内で更新を行います。

上記の取扱いは、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様とします。地域移行支援については、最大6か月の範囲内とします。

なお、上記2、3の取扱い等は、現時点において年度内の臨時的な取扱いであり、上記事態等が解消されたと市が判断した際には、本年度内であっても順次通常の取扱いに戻していきます。

4 その他

- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・本取扱いは、あくまで新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いですのでご注意ください。

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

(問い合わせ先)

〒577-0809

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電 話 : 06-4309-3184 (直通)

F A X : 06-4309-3813